

令和7年9月5日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

当協会の事業運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、施設基準を追加し、運用上の留意点を次のとおりとする。

- ・ カメラ等により設備全体の衛生状況を常時把握し、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入、施設に異常が生じた場合には、異常を営業者に知らせるとともに、営業者が全自動調理機を遠隔操作等により停止できる機能を有すること。
- ・ 全自動調理機が原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合には自動的に停止する機能を有すること。
- ・ 調理後の食品が引き取られるまでの間に異物の混入、塵埃等により汚染されること及び食品の引き取りの誤りを防止するため、全自動調理機が鍵付き等の保管庫を有すること。
- ・ 調理後の食品について、食品の特性に応じて設定された時間を経過した場合に、全自動調理機が自動排気塔の機能を有すること。

- ・ 全自動調理機を含む施設及び製品について、異常が生じた場合に、消費者が
営業者と連絡ができるよう、当該営業車の連絡先の啓示を行うこと。また、通
報があった場合に、遠隔操作等において当該機器を停止できるよう体制を整え
ること。

施行期日

令和8年4月1日から施行すること。